

国民年金のお知らせ

年金生活者支援給付金とは？

「年金生活者支援給付金」とは、消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給される制度です。

対象となる方は？

- ① **老齢基礎年金を受け取っている方**
 - ・ 65歳以上
 - ・ 請求される方の世帯全員が市町村民税非課税
 - ・ 前年の年金収入額とその他の所得の合計が879,900円以下
- ② **障害基礎年金を受け取っている方**
 - ・ 前年の所得が4,621,000円以下（扶養親族等の人数に応じて増額となります）
- ③ **遺族基礎年金を受け取っている方**
 - ・ 前年の所得が4,621,000円以下（扶養親族等の人数に応じて増額となります）

受け取るためには？

「年金生活支援給付金請求書」の提出が必要です。

年金事務所から年金請求書とともに送付されるため、記入して返送してください。

※すでに年金を受け取っている場合、役場町民課において請求書を記入のうえ、提出をお願いいたします。

1ヶ月あたりの支給額は？

- ① **老齢基礎年金を受け取っている方**
 - ◆ $5,030円 \times \text{保険料納付済み期間} / 480\text{ヶ月}$
 - ◆ $10,845円 \times \text{保険料免除期間} / 480\text{ヶ月}$
- ② **障害基礎年金を受け取っている方**
 - ・ 障害等級1級の方…6,288円
 - ・ 障害等級2級の方…5,030円
- ③ **遺族基礎年金を受け取っている方**
 - ・ 5,030円



給付金に関するお問い合わせは、年金ダイヤル（☎0570-05-1165）へ！

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 47-4681